

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

この様式は

- ・消費税の申告義務のない免税事業者
- ・簡易課税方式により申告している事業者
- ・消費税を除いた金額で補助対象経費を算定した事業者は返還額がないので、必要なし。

所在地

名称

代表者 氏 名

(個人の場合は、住所及び氏名を記載すること)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定及び確定を受けた、ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 この制度で受領した金額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 補助金の交付の申請時に減額した消費税仕入控除税額等
この補助金の申請にあたって、申請から控除した消費税額。基本的には0円。 金 0 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円

4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) 金 円

消費税仕入控除税額の計算

- ア 課税売上高5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合
 - イ 課税売上高5億円超、または、課税売上割合が95%未満であって、消費税の申告を「一括比例配分方式」を採用している場合
 - ウ 課税売上高5億円超、または、課税売上割合が95%未満であって、消費税の申告を「個別対応方式」を採用している場合
- 計算式は下記のとおり

4に数値が出た場合はその金額を返還してもらいます。

計算式

ア 課税売上高 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95%以上の場合

$$\text{返還額} = \text{補助金確定額} \times 10/110$$

イ 課税売上高 5 億円超、または、課税売上割合が 95%未満であって、消費税の申告を「一括比例配分方式」を採用している場合

$$\text{返還額} = \text{補助金確定額} \times 10/110 \times \text{課税売上割合} \times \text{補助対象経費のうち課税仕入額} / \text{補助対象経費}$$

ウ 課税売上高が 5 億円超、または、課税売上割合が 95%未満であって、消費税の申告を「個別対応方式」を採用している場合

$$\text{返還額} = A + B$$

$$A = \text{補助金額} \times 10/110 \times \text{補助対象経費のうち課税売上対応分} / \text{補助対象経費}$$

$$B = \text{補助金額} \times 10/110 \times \text{課税売上割合} \times \text{補助対象経費のうち 共通対応分} / \text{補助対象経費}$$

$$\boxed{\text{課税売上割合}} = \frac{\text{課税期間中の課税売上高 (税抜き)}}{\text{課税期間中の総売上額 (税抜き)}}$$

様式第 5 号、4 補助金返還相当額が出た場合は、消費税額確定後に速やかにこの様式を作成し、県危機対策課に提出すること。その後、県から納入通知書が送られてくるので、期限までに納付してください。

例

この補助金制度により購入したパーテーション 66,000 円 (税込み)
ペーパータオル 2,200 円 (税込み)
ニトリル手袋 4,383 円 (税込み)
手指消毒液 4,400 円 (税込み)
消毒陽エタノール 990 円 (税込み)
合計 (=補助金受領額) 77,973 円 (税込み)

ア 課税売上高 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95%以上の場合

課税売上高 (税抜き) 35,658,500 円
総売上高 (税抜き) 36,728,000 円

区分	課税仕入れ	非課税仕入れ	合計
備品購入費	66,000	0	66,000
消耗品購入費	11,973	0	11,973
計	77,973	0	77,973

課税売上割合 $35,658,500 / 36,728,000 = 97.08\% = 97.1\%$

仕入控除税額 (=補助金返還相当額)

$$77,973 \times 10/110 = 7,088 \text{ 円}$$

イ 課税売上高 5 億円超、または、課税売上割合が 95%未満であって、消費税の申告を「一括比例配分方式」を採用している場合

課税売上高 (税抜き) 35,658,500 円
総売上高 (税抜き) 42,790,200 円

区分	課税仕入れ	非課税仕入れ	合計
備品購入費	66,000	0	66,000
消耗品購入費	11,973	0	11,973
計	77,973	0	77,973

課税売上割合 $35,658,500 / 42,790,200 = 83.33333\% = 83.3\%$

仕入控除税額 (=補助金返還相当額)

$$77,973 \times 10/110 \times \frac{35,658,500}{42,790,200} \times \frac{77,973}{77,973} = 5,907 \text{ 円}$$

ここは、課税売上高/総売上高とすること。

ウ 課税売上高が 5 億円超、または、課税売上割合が 95%未満であって、消費税の申告を「個別対応方式」を採用している場合

課税売上高（税抜き） 35,658,500 円
 総売上高（税抜き） 71,318,500 円

区分	課税仕入			非課税仕入	合計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応部分		
備品購入費	66,000	0	0	0	66,000
消耗品購入費	11,973	0	0	0	11,973
計	77,973	0	0	0	77,973

課税売上割合 $35,658,500 / 71,318,500 = 49.9989\% = 50.0\%$

A = 補助金確定額の内課税売上対応分に係る消費税
 $= 77,973 \times 10/110 \times 77,973 / 77,973 = 7,088 \text{ 円}$

B = 補助金確定額の内共通対応分に係る消費税
 $= 77,973 \times 10/110 \times 35,658,500 / 71,318,500 \times 0 / 77,973 = 0$

A + B = 7,088 + 0 = 7,088 円

ここは、課税売上高 / 総売上高とすること。